

玄海町庁舎出退表示システム設置業務委託 仕様書

1. 業務名

令和7年度 玄海町庁舎出退表示システム設置業務委託

2. 履行場所

佐賀県東松浦郡玄海町大字 諸浦 地内

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

4. 業務目的

現在、庁舎の出退表示盤の故障が増えてきており、機器が古く製造中止になっているものがあり部品の交換ができない状況である。また、豆電球を使用している機器で、頻繁に交換を行うためコストがかかっている。これらのことから庁舎内の出退表示盤を一斉更新し、適切に出退が確認できるようにする。

5. 業務内容

玄海町庁舎において、発注者で製作した出退表示システムをタブレット、モニター、表示用パソコン等を設置し表示させる。また、既存の出退表示システム等は撤去を行う。

6. 設置箇所、設置機器等

【機器】

場所	機器	設置方法	備考
①町長室	表示用ディスプレイ及び表示用パソコン	壁掛け（壁に金具及びベルトで固定すること）。	機器の保証期間は3年以上とする。
②副町長室	表示用ディスプレイ及び表示用パソコン	壁掛け（壁に金具及びベルトで固定すること）。	機器の保証期間は3年以上とする。
③総務課（表示用）	表示用ディスプレイ及び表示用パソコン	壁掛け（壁に金具及びベルトで固定すること）。	機器の保証期間は3年以上とする。
④総務課（入力用）	入力用タブレットPC	有線 LAN アダプタで接続すること。入力用タブレットは、セキュリティワイヤースタンドでつなぐこと。	機器の保証期間は3年以上とする。 表示用ディスプレイの壁掛け金具は、アーム式とする。
⑤議会事務局（入力、表示用）	表示用ディスプレイ及び表示用パソコン	壁掛け（壁に金具及びベルトで固定すること）。	機器の保証期間は3年以上とする。

⑥議長室	表示用ディスプレイ及び表示用パソコン	壁掛け（壁に金具及びベルトで固定すること）。	機器の保証期間は３年以上とする。
⑦議員控室	表示用ディスプレイ及び表示用パソコン	壁掛け（壁に金具及びベルトで固定すること）。	機器の保証期間は３年以上とする。
⑧職員出入口（入力用）	入力用タブレットＰＣ	有線 LAN アダプタで接続すること。入力用タブレットは、セキュリティワイヤースタンドでつなぐこと。	機器の保証期間は３年以上とする。

- (1) 設置する機器類は、受注者が提案し、担当課が確認後、設置作業を行うこと。
- (2) 建物内の配線は極力天井内で行うこと。露出部分はモール等で処理をすること。

【電源、配線工事】

- (1) 電源、配線工事が必要な場所は、適宜工事を行うこと。

7. 既存品の撤去

- (1) 既存機器、配線等の撤去後は壁の修復を行うこと。また、廃棄も行うこと。

【既存出退表示】

- ① 行政事務支援室
- ② 選挙管理委員会
- ③ 生活環境課
- ④ 企画商工課
- ⑤ 副町長室
- ⑥ 応接室
- ⑦ 町長室
- ⑧ 総務課（表示盤）
- ⑨ 総務課（入力盤）
- ⑩ 議会事務局 1
- ⑪ 議会事務局 2
- ⑫ 議会事務局 3
- ⑬ 議長室
- ⑭ 旧議員控室
- ⑮ 議会棟通路
- ⑯ まちづくり課
- ⑰ 住民課
- ⑱ 福祉・介護課
- ⑲ 職員出入口（入力盤）

【その他】

- ⑳ 副町長室（カメラ配線）

⑳ 副町長室（スケジュール板）

8. その他

- (1) 見積りにあたっては、搬入、組立て、設置工事、撤去・壁修復、廃棄等全ての経費を含むこと。
- (2) 設置及び撤去箇所の詳細は別紙配置表と写真一覧及び現地を参照のこと。
- (3) 各入力用及び表示用パソコンは、起動後出退表示システムを自動起動する設定にすること。（KIOSK化）
- (4) 設置方法、配線及び撤去、廃棄については、発注者と打合せの上、適切に配置すること。
- (5) 撤去、修復、設置、電源工事等については、土日祝日に実施すること。事前に作業スケジュールについて担当者と十分打合せのうえ行うこと。
- (6) 全ての機器の保証期間は3年以上とすること。
- (7) その他の設定上の疑義については、発注者に確認すること。
- (8) 業務内容については、仕様書に記載した内容を遵守し実施すること。
- (9) 業務の遂行に当たっては、発注者と十分に協議を行い、発注者の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (10) 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、委託業務の履行状況・その他必要な事項について報告を求め検査することができる。
- (11) 仕様書に記載のない事項で業務の履行上必要な事項については、発注者と受注者で協議の上、決定する。
- (12) 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。